社会福祉法人はるな郷

定款

昭和３５年	２月２５日	設　　立
昭和３７年	１０月１８日	定款一部変更
昭和３８年	１０月　１日	定款一部変更
昭和４０年	１月２５日	定款一部変更
昭和４０年	７月２７日	定款一部変更
昭和４１年	６月２０日	定款一部変更
昭和４３年	３月２８日	定款一部変更
昭和４４年	９月　１日	定款一部変更
昭和５２年	１２月１６日	定款一部変更
昭和５４年	３月２８日	定款一部変更
昭和６２年	４月　１日	定款一部変更
平成　３年	３月２６日	定款一部変更
平成　５年	２月１５日	定款一部変更
平成　５年	７月　１日	定款一部変更
平成　５年	１２月２７日	定款一部変更
平成　７年	１０月２６日	定款一部変更
平成　８年	３月２９日	定款一部変更
平成　８年	７月　２日	定款一部変更
平成　８年	７月３１日	定款一部変更
平成　９年	５月　２日	定款一部変更
平成　９年	５月２２日	定款一部変更
平成　９年	６月２４日	定款一部変更
平成１０年	２月　４日	定款一部変更
平成１１年	２月　３日	定款一部変更
平成１１年	７月　８日	定款一部変更
平成１２年	８月２１日	定款一部変更
平成１４年	１月３１日	定款一部変更
平成１４年	２月２０日	定款一部変更
平成１５年	１２月１５日	定款一部変更
平成１８年	１１月　７日	定款一部変更
平成２０年	４月３０日	定款一部変更
平成２２年	７月２１日	定款一部変更
平成２３年	３月２３日	定款一部変更
平成２４年	５月３０日	定款一部変更
平成２５年	６月２０日	定款一部変更
平成２６年	５月１５日	定款一部変更
平成２６年	１２月　９日	定款一部変更
平成２７年	２月１７日	定款一部変更
平成２７年	６月　９日	定款一部変更
平成２８年	６月１３日	定款一部変更
平成２８年	６月１４日	定款一部変更
平成２９年	４月　１日	定款一部変更
平成２９年	７月　３日	定款一部変更
平成３０年	４月１８日	定款一部変更

令和　２年　４月　６日　定款一部変更
令和　２年　７月　９日　定款一部変更
令和　３年１１月２５日　定款一部変更
令和　４年１２月　８日　定款一部変更
令和　５年　３月３０日　定款一部変更

社会福祉法人はるな郷　定款

第１章　総　　則

（目的）
第１条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第１種　社会福祉事業
　　障害者支援施設の設置経営
（２）　第２種　社会福祉事業
　（ア）　障害福祉サービス事業
　（イ）　老人居宅介護等事業
　（ウ）　相談支援事業
　（エ）　障害児通所支援事業

（名称）
第２条 この法人は、社会福祉法人はるな郷という。

（経営の原則）
第３条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を群馬県高崎市箕郷町大字松之沢３３３番地に置く。

第２章　　評　議　員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員１０名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第 6 条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。
3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第 7 条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第 8 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第 9 条　評議員に対して、各年度の評議員１人あたりの各年度の総額が１２０，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章　評　議　員　会

（構成）
第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）　理事及び監事の選任又は解任
（２）　理事及び監事の報酬等の額
（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）　定款の変更
（６）　残余財産の処分
（７）　基本財産の処分
（８）　社会福祉充実計画の承認
（９）　事業計画及び収支予算
(10)　臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(11)　公益事業に関する重要な事項
(12)　解散
(13)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３カ月以内に1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　定款の変更
（３）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員・職員及び相談役

（役員の定数）
第１６条　この法人には、次の役員を置く。
（１）　理事　９名
（２）　監事　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。
４　理事長以外の理事のうち、１名を副理事長とすることができる。

（役員の選任）
第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第１８条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
３　副理事長は理事長の相談にこたえる。
４　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２１条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２２条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第２３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）
第２４条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（相談役）
第２５条　この法人に、相談役若干名を置くことができる。
２　相談役は理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
３　相談役は重要事項について、理事長の諮問にこたえる。

（職員）
第２６条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第２７条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２８条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第２９条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第３２条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第４１条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３３条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、群馬県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、群馬県知事の承認は必要としない。
（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第３４条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第３５条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３６条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）　事業報告
（２）　事業報告の附属明細書
（３）　貸借対照表
（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）　財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）　監査報告
（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第３７条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第３８条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第３９条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）
第４０条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第 7 章　　公益を目的とする事業

（種別）
第４１条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）　障害者就業・生活支援センター事業の受託経営
（２）　地域生活定着促進事業の受託経営
（３）　障害者虐待防止事業の受託経営
（４）　はるな郷診療所の設置経営
（５）　知的障害児（者）施設職員の研修事業
（６）　知的障害児（者）施設入所者の処遇技術に関する調査研究事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 8 章　解　　散

（解散）
第４２条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４３条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第 9 章　定款の変更

（定款の変更）
第４４条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、群馬県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

第 10 章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４５条　この法人の公告は、社会福祉法人はるな郷の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４６条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　平田　吾郎
理　事　石川　薫
理　事　植松　勝次
理　事　山崎　作太郎
理　事　中田　昌一
理　事　篠原　秀吉
理　事　星野　祐一
理　事　清水　初五郎
理　事　森田　伝一郎
理　事　登丸　福壽
理　事　江原　桂三郎
理　事　前田　忠重
理　事　米原　文丸
理　事　生方　豊平
監　事　阿部　善太郎
監　事　小山　丑三郎
監　事　森口　順四郎

別　表
基本財産は次に掲げる財産をもって構成する。

１．
群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３３番地１、３３４番地１に所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺４階建　共用訓練管理棟　１棟　延　999.98㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３３番地２に所在のブロック造瓦葺平家建　車庫　１棟　延　28.09㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３４番地１、３３３番地１に所在の鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板及び陸屋根交葺地下１階付平家建　総合訓練棟　１棟　延　930.61㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３４番地１に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　炊事場（調理棟）　１棟　延　552.40㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３４番地１に所在のコンクリートブロック造スレート葺平家建　物置（調理棟プロパンボンベ庫）　１棟　延　16.36㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３４番地１に所在のコンクリートブロック造スレート葺平家建　機械室（調理棟ブロワー室）　１棟　延　5.27㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　職業訓練所　１棟　延　604.26㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地に所在の軽量鉄骨造スレート葺平家建　倉庫兼ボイラー室（職業訓練所）　１棟　延　138.24㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　職員研修棟　１棟　延　441.85㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき平屋建　男子、女子寮舎（あすなろ荘）　１棟　延　999.88㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建　物置（あすなろ荘）　１棟　延　24.84㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在のコンクリート鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建　寄宿舎（あすなろ荘重度棟）　１棟　延　849.22㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在のコンクリートブロック造　陸屋根平家建　機械室（あすなろ荘重度棟スプリンクラーポンプ室）　１棟　延　8.79㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　作業場（農林班作業場）　１棟　延　106.72㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在のコンクリートブロック造　亜鉛メッキ鋼板葺平家建　冷蔵室乾燥場　１棟　延　53.32㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　作業場（陶芸班作業棟）　１棟　延　165.12㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建　寄宿舎（かつら荘重度棟）　１棟　延　950.06㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在の鉄骨造アルミニューム板葺平屋建　事務所（作業訓練棟休憩棟）　１棟　延　79.35㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１、３３４番地１に所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺２階建　男子、女子寮舎（みのわ育成園）　１棟　延　1,126.48㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　職能開発棟　１棟　延　162.72㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番地１に所在の鉄筋コンクリートコンクリートブロック造ルーフィング亜鉛メッキ鋼板葺平家建　診療所　１棟　延　225.59㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３６番地７６に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　寄宿舎（榛名ホーム）　１棟　延　299.87㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３６番地７６に所在の鉄骨造スレート葺平家建　機械室（榛名ホーム）　１棟　延　7.50㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３３７番地１に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺２階建　男子寮、女子寮（さわら荘）　１棟　延　1,474.33㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３３７番地１に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建　作業場（さわら荘パン工場）　１棟　延　141.74㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３４０番地１に所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建　作業所（さわら荘）　１棟　延　300.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３４０番地１、３３７番地１に所在の軽量鉄骨　コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板スレート葺平家建　ダンボール工場物置　１棟　延　622.03㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字不動３９５番地に所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建（松之沢ホーム）　１棟　延　146.87㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４７番地２に所在の鉄筋コンクリート木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平屋建　老人棟（かつら荘）　１棟　延　529.17㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４７番地２に所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建　養護所（かつら荘高齢者棟）　１棟　延　277.42㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４７番地３に所在の鉄筋コンクリート造コンクリート葺平家建　寄宿舎（ひのき荘男子寮）　１棟　延　619.62㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４８番地３、５４７番地３に所在の鉄筋コンクリート造コンクリート葺平家建　寄宿舎（ひのき荘女子寮）　１棟　延　619.62㎡

２．
群馬県高崎市箕郷町東明屋字新廓６７６番地に所在のブロック造陸屋根２階建
寄宿舎（しろやまホーム）　１棟　延　382.64㎡

群馬県高崎市箕郷町東明屋字新廓６７６番地に所在の木造スレート葺平家建
寄宿舎（しろやまホーム）　１棟　延　66.78㎡

群馬県高崎市箕郷町東明屋字新廓６７６番地に所在の鉄筋コンクリート造瓦葺２階建
寄宿舎（しろやまホーム）　１棟　延　149.04㎡

群馬県高崎市箕郷町生原字大道上５９５番地に所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
養護所（多機能センター）　１棟　延　668.19㎡

３．
群馬県前橋市青梨子町字丑池１６５５番地１、１６５６番地に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺２階建　寮舎（こがね荘）　１棟　延　1,277.00㎡

群馬県前橋市青梨子町字丑池１６５５番地２に所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
作業場（こがね荘）　１棟　延　44.71㎡

群馬県前橋市青梨子町字丑池１６５６番地１に所在の木造スレート葺平屋建
訓練棟（こがね荘）　１棟　延　34.21㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６８９番地１、同所字丑池１６５４番地、１６５５番地１、１６５５番地２に所在の鉄骨造スレート葺平家建　作業場（こがね荘）
１棟　延　540.80㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６８９番地、同所字丑池１６５４番地、１６５５番地１、１６５５番地２に所在の鉄骨造スレート葺平家建　資材置場（こがね荘）
１棟　延　84.00㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６８９番地、同所字丑池１６５４番地、１６５５番地１、１６５５番地２に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　作業場（こがね荘）
１棟　延　360.00㎡

群馬県前橋市青梨子町字丑池１６９０番地１、１６９０番地７に所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建　教習所（アシスト前橋）　１棟　延　570.54㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６９０番地３に所在の木造かわらぶき平屋建
（こがねホーム）　１棟　延　135.59㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６９０番地１２に所在の木造かわらぶき平屋建
（第２こがねホーム）　１棟　延　143.29㎡

４．
群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３３番１に所在の土地山林
１筆　1,377.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３３番２に所在の土地山林
１筆　1,209.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３３番３に所在の公衆用道路
１筆　558.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３４番１に所在の土地山林
１筆　7,140.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３５番１に所在の土地宅地
１筆　30,001.14㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３６番１２に所在の土地山林
１筆　1,741.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字遠十二３３６番７６に所在の土地山林
１筆　1,828.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３３７番１に所在の土地山林
１筆　23,942.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３３９番１に所在の土地山林
１筆　173.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３４０番１に所在の土地山林
１筆　1,449.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３４０番４に所在の土地山林
１筆　400.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字十二平３４０番９に所在の土地山林
１筆　164.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字不動３９２番１に所在の土地宅地
１筆　670.14㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字不動３９５番に所在の土地宅地
１筆　460.83㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４５番に所在の土地山林
１筆　357.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４６番３に所在の土地山林
１筆　531.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４７番２に所在の土地山林
１筆　9,795.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４７番３に所在の土地山林
１筆　3,008.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４８番２に所在の土地山林
１筆　165.00㎡

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯５４８番３に所在の土地山林
１筆　976.00㎡

群馬県高崎市箕郷町生原字大道上５９４番６に所在の土地宅地
１筆　825.54㎡

群馬県高崎市箕郷町生原字大道上５９５番に所在の土地宅地
１筆　919.00㎡

群馬県高崎市箕郷町生原字大道上６１９番に所在の土地雑種地
１筆　1,087.00㎡

群馬県高崎市箕郷町生原字大道上６２０番に所在の土地雑種地
１筆　804.00㎡

群馬県高崎市箕郷町生原字大道上６２１番に所在の土地雑種地
１筆　675.00㎡

５．

群馬県前橋市青梨子町字丑池１６５３番に所在の土地雑種地
１筆　545.00㎡

群馬県前橋市青梨子町字丑池１６５４番に所在の土地宅地
１筆　773.55㎡

群馬県前橋市青梨子町字丑池１６５５番１に所在の土地宅地
１筆　2,466.68㎡

群馬県前橋市青梨子町字丑池１６５５番２に所在の土地宅地
１筆　416.52㎡

群馬県前橋市青梨子町字丑池１６５６番１に所在の土地宅地
１筆　1,277.62㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６８９番１に所在の土地宅地
１筆　1,426.62㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６９０番１に所在の土地宅地
１筆　1,321.42㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６９０番２に所在の土地雑種地
１筆　1,851.00㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６９０番３に所在の土地宅地
１筆　344.76㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６９０番１３に所在の土地宅地
１筆　3.73㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６９０番７に所在の土地宅地
１筆　320.79㎡

群馬県前橋市青梨子町字金古境１６９０番１２に所在の土地宅地
１筆　240.95㎡